

事 務 連 絡
令和2年12月18日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症に関して、社会経済活動の中で本人等の希望により自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、以下の点に留意が必要と考えますので、貴職におかれては、内容を十分に御了知いただくとともに、必要に応じて関係者に周知していただくようお願いいたします。

1. 自費検査で検査結果が陽性となり、医師の診断により感染していると診断された場合には、保健所に届け出られ、必要な対応が行われる。医師の診断を受けなければ、このような対応につながらないことから、自費検査は、医療機関又は提携医療機関をもつ検査機関で受けていただくことが望ましいこと。
2. このため、医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関においては、あらかじめ提携医療機関を決めておくことを「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（11月24日付け事務連絡）により要請しているものであること。
3. また、自費検査を提供する検査機関におかれては、医師の診断に用いられるよう検査の精度管理を適切に行っていただきたいこと。